**平成２６年（再イ）第２０１号**
神奈川県大和市林間１丁目19番20号
再生債務者　折居　正春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月２日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（再イ）第４２号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津1385番地の３
再生債務者　石原　雄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月２日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２６年（再イ）第３４号**
相模原市中央区田名1324番地４
再生債務者　市川　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月27日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（再イ）第９０号**
京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目20番地８
再生債務者　平尾　俊哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月２日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２６年（再イ）第４０４号**
大阪市生野区小路東２丁目22番14号
再生債務者　安田　昌弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第３０号**
静岡県駿東郡清水町中徳倉21番地の14
再生債務者　長谷川隆正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月２日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２６年（再イ）第３９号**
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１
１―126
再生債務者　中畠　幸雄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年３月２日　神戸地方裁判所伊丹支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２７年（再ロ）第１号**
大阪市西区北堀江４丁目14―24　ＱＣ　Ｆ１　ａｔ北堀江912号室、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目22番34号
再生債務者　宮崎　雅英
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月８日から平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第８号**
福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―515号
再生債務者　三宅　　聡
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月18日まで
平成27年２月25日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（再ロ）第５号**
新潟市北区松浜８丁目10番２号
再生債務者　井村　里美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月23日まで
平成27年３月２日　　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（再ロ）第５号**
静岡市清水区押切1845番地
再生債務者　青野　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月23日まで
平成27年３月２日
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（再ロ）第１号**
福岡県八女郡広川町大字新代1415番地18
再生債務者　清崎　重人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月23日まで
平成27年３月２日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

**平成２６年（再ロ）第６号**
高知市針木南13番10号
再生債務者　外山　正明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月30日まで
平成27年３月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

# 会社その他の公告

**合併公告**

平成二十七年二月二十四日総社員の同意により、特許業務法人ナガトアンドパートナーズ（甲）は特許業務法人長門国際特許事務所（乙）を合併して存続し、乙は解散することになったので、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十日
東京都港区新橋五丁目八番一号
（甲）特許業務法人ナガトアンドパートナーズ
代表社員　長門　侃二
東京都港区新橋五丁目八番一号
（乙）特許業務法人長門国際特許事務所
代表社員　長門　侃二

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについてしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十八日
掲載頁　一一三頁（号外第一三六号）
（乙）https://www.daitoh.co.jp
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十一日
掲載頁　二二一頁（号外第一五六号）

平成二十七年三月十日
東京都江戸川区北小岩一丁目一五番五号
（甲）株式会社協和シナックス
代表取締役　庄司　　修
東京都目黒区下目黒二丁目七番四号
（乙）大東工業株式会社
代表取締役　中川　　誠
大阪府大阪市北区中之島六丁目二番四〇号
（丙）株式会社新協エンジニアリング
代表取締役　雫石啓次郎